

平成28年3月16日(水曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 6 号

平成 28 年 3 月 16 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 67 号から第 102 号まで及び議案第 104 号から第 116 号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 117 号から第 130 号まで

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 議員の派遣に関する件について

日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 117 号	農業委員の任命について
議案第 118 号	農業委員の任命について
議案第 119 号	農業委員の任命について
議案第 120 号	農業委員の任命について
議案第 121 号	農業委員の任命について
議案第 122 号	農業委員の任命について
議案第 123 号	農業委員の任命について
議案第 124 号	農業委員の任命について
議案第 125 号	農業委員の任命について
議案第 126 号	農業委員の任命について
議案第 127 号	農業委員の任命について
議案第 128 号	農業委員の任命について
議案第 129 号	農業委員の任命について
議案第 130 号	農業委員の任命について

議 事 の 経 過

平成 28 年 3 月 16 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、議案第 67 号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまで、および議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についてから、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

おはようございます。

私の方からは、せんだって、委員会に付託されました案件についてご報告致します。

お手元には、審査委員会報告書ということで皆さまのお手元に書類を届けておりますが、その中で、28 年 3 月 8 日の開催時刻が誤っておりますので、9 時半になっておりますが 9 時ですので、ご訂正をよろしくお願い致します。

本委員会については、お手元のとおり、出席委員全員の審議によりまして、67 号から最後の 116 号までを一生涯審査させていただきました。

まず順番に沿って、67 号の専決処分の承認を求めることについてからご報告致します。

最初にお断りしておきますけれど、この案件等につきましては、町長以下副町長、各課長の説明が既にご覧になって、ほとんど重複するかも分かりませんが、また私の報告で漏れるところもありますけれど、皆さまにはよろしくご理解をお願い致します。

それでは、私の方でまとめましたことをご報告致します。

第 67 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてでございますが。

本件は、税制大綱が昨年 12 月に閣議決定され、略称マイナンバー法が改正になり、昨年 12 月に条例改正をしていたものの一部を、今回、28 年 1 月 1 日から専決により改正するものです。

内容は、もう既にお手元にもありますが、主立ったところは、第 51 条で、町民税の減免申請に個人ナンバーを記載しないこと。それから 139 条第 3 項で、特別土地保有税の減免申請書で個人番号は記載しないこと。および、その法人番号は略称マイナンバー法が具体的に規定がされたということでございます。減免申請書の申請に当たっては、個人番号を見合わす。このことが大きな理由であります。

続きまして、第 68 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

最後に、この審査の結果は順次、まとめて報告させていただきます。

68 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

これは、上位法の行政不服審査法、平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査施行令が平成 27 年 11 月 26 日に交付され、いずれも、平成 28 年 4 月 1 日から施行されるための条例の一部を改正するものです。

第4条、第6条、第11条には、不服審査に関する整備改正をするものです。

第4条では、審査の申出事項の整備及び添付書面の整備をするものです。

第6条では、書面審査と情報通信技術利用法の電子情報処理組織を使用するの弁明がされた場合は、弁明書が提出されたと見なすものです。

11条では、決定書の作成事項を明確化するものです。書面だけでなく情報処理でも可能にし、委員会の報告もより明確な内容になったものです。

第69号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について。

地方税法の一部改正法が27年3月31日交付され、地方分権の推進で条例の委任事項ができ、平成28年4月1日から施行されたため、条例改正をするものです。

第8条では、徴収猶予に係る徴収金の分割納付、または分割納入の方法を規定するものです。

第9条は、徴収猶予の手続きについて、証書や添付書類等の申請手続き事項を定めるものです。

第10条では、徴収猶予の取り消し理由について規定するものです。

第11条は、職権での換価の猶予規定を設け、滞納者に担保の書類の提出を求めるものです。

第12条は、換価の申請手続きで納付困難者の猶予期間を1年を期限にできるとしたものです。

第13条は、担保を取る必要がない場合の規定で、金額が100万円以下、3カ月以下の場合と定めるものです。

第14条から第17条は削除です。

第18条は、地方税法と第23条の地方税施行令は、暫定に規定し、略式規定とするものです。

その他、徴収猶予の要件や納税猶予の効果と換価の猶予の効果について、具体の説明がありました。

この中では、15条の条件1から4号に該当した場合で、徴収猶予になった場合に多額の滞納がある場合はどうかとご意見もありましたが、具体的には分かりませんでした。

続きまして、第70号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

国保運営健全化のため、国保運営協議会の答申を受け、当初予算で約2,000万を増収し、一人当たり平均賦課額で12.3パーセントの増収を見込む税率改正案です。

3条、5条の国保の課税、6条、7条の後期高齢者支援課税額、8条、9条の介護納付金課税額、23条国保税の減額等の条文により、国保税基礎税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額において、税率の改正をするものでございます。

本改正については、一般財源繰出資金を6,000万円を計上し、これを含めての改正であります。

この言葉の中ですが、特定継続世帯とは、特定世帯で8年を経過するまでの世帯であります。特定世帯は2分の1、特定継続世帯は4分の1の軽減となるということです。27年度末で2億6,000万円の赤字であり、6,000万円を繰り入れして健全財政に努力をしているとの説明でありました。

次に、第72号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

人事院勧告による改正と地方公務員法による改正により、能力、実績による人事管理の徹底の観点から、等級別基準行政職給料表の条例化の改正です。

第1条第2項中、地方公営企業労働法第3条第2項を、地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に改め、労働を労務に言葉を改めるものです。

第12条第1項第1号中、第3号を次項に、同条第2項第2号中、第1号を前号に改めるものです。

第23条の1号と2号で、職員の勤務手当は、6月支給では、勤勉手当と扶養手当の加算額に100分の75を、12月の支給の場合、勤勉手当と扶養手当の加算額に100分の85を乗じた額とする。また、再任用職員は、勤勉手当基準額に、6月には10分の35を、12月では100分の40を乗じた額とするものでございます。

その他給料表を、1級1号級の14万100円から、6等級85号の40万9,000円までの額にする表でございます。

給料月額を0.4パーセント、勤勉手当を0.1パーセント上げて、27年4月1日に遡及（そきゅう）して適用するものです。

続きまして、第73号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

人事院勧告と職員の給料等の改正によりまして、第5条医師の初任給調整手当を月額36万6,700円から36万7,600円に改めるもので、月額では900円のアップとするものです。

これは調整手当でありまして、採用から35年間以内の期間について36万7,600円を超えない範囲内の額を減じて、規則で定めるところにより採用の日から1年経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給するものです。

第74号、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

主な点は、第3条第8号、職員の退職処理の状況。第5号、職員の給料に関する状況。第2号、職員の人事評価の状況第5条第2号中、不服申し立てを審査請求という文言に改めるものです。

職員の人事評価の導入により、職員の職務遂行能力と業績を評価し、評価基準の明示、自己申告、面談、結果の開示により、客観性の確保をして人材育成に活用するものです。

退職管理の状況とは、営利企業に再就職した元職員は、離職前の職務に関して現職員に働き掛けをすることを禁止するものです。

禁止内容は、離職前5年間の職務に対して、離職後2年間は現職員への働き掛けはしないというものでして、28年4月1日から施行するものです。

第75号でございます。黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

第1条第1項中の第24条6項を、第24条5項に番号を改め、文言の整合を図るものです。

第76号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をするものでありまして、第1条、黒潮町行政手続条例、第2条、黒潮町情報公開条例、第3条、黒潮町個人情報保護条例、第4条、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、第5条、黒潮町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例で、それぞれ一部改正するものです。

これらは昨年12月に説明されていたもので、行政不服審査法に関連三法が改正され、平成28年4月1日から施行されるために第三者機関の設置が求められ、共同処理をするものに関して黒潮町に新たに審理会を整備するための一部改正をするものです。本内容は、条文や文言の改正でございます。

77号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第76号の行政不服審査法の施行に伴って、黒潮町に新たに整備される審査会にて審理手続を進める過程で、関係する事案に応じ承認等を招聘（しょうへい）する際に発生する費用弁償に関して、現行条例の一部を改正するものです。

第2条中、ほかの法例に定めがなく、を全各号に定めるもののほか、に定め改正するものです。

第78号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員災害補償施行令の一部を改正する政令が平成28年1月28日に交付され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、黒潮町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものです。

労働者災害補償保険法、いわゆる労災保険法による年金保険給付、いわゆる労災年金と同一の理由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗ずる調整率に変更になったため所要の改

正を行うものです。

障害補償年金、障害厚生年金の調整率は0.86から0.88に、また、遺族補償年金の欄の障害年金の調整率は0.86から0.88に改正するものでございます。

79号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。農業委員会委員は、新たに農地利用最適化推進委員の報酬の額を、月2万3,400円を追加、改正するものです。農業委員会委員の金額と同じになると思います。

介護認定調査員の報酬を、月額12万6,000円を月額15万1,000円に改正するものであります。

介護認定調査員の資格は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などが必要ということで、正規の資格者が少ない現状と黒潮町の報酬額が通常の地調査員の額に見合っていないということで、今回改正するものです。

80号、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律と地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等にかんし必要な事項を定めるものでございます。

条例制定の目的は、専門的な知識経験を有する者を、その専門的な知識経験が必要とされる業務において、期限を限って従事させることによって公務の能率的運営を確保できる場合にあり、必要に応じて採用することができる体制を整えるための制定でございます。

81号、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について。

本条例第1条で、市町村の合併に関する法律の規定により、合併前の両町の区域ごとに地域審議会を置くこととし、その組織および運営にかんし必要な運営事項を定めていましたが、これまでの10年間で地域審議会の行う所掌事務が一定整理され完了したので、設定期間の満了する平成28年3月31日をもって解散するとの協議が整ったので、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止にするものです。

残る所掌事務は、黒潮町建設計画進ちょく管理に関するもので、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定委員会でPDCAを回して管理することであり、委員会は民意も反映される組織であるので、この所掌事務は一定の整理ができているとの判断だとのことでございます。

82号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について。

本件については、第2条の表中文言、伊與喜110番地2と伊与喜保育所の文言を削除するものです。附則で、平成28年4月1日から施行するものです。

この案件につきましては、町内保育所では4カ所が休園。4月からあの伊与喜を取り壊し、夏から造成工事。29年3月から本体工事に着工し、30年2月に完成予定で、30年9月からの供用開始を目的としております。

第83号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

私の方では、この補正予算について報告致しますが、数ある事項でございまして、なかなか皆さんの元までご理解いただけるかどうか分かりませんので、1、2点、中の改正事項を説明いただいたことをお伝えして、後で質疑の中でご答弁させていただきます。

補正予算書第4号でございますが、ほとんどが決算見込みによりまして記載されております。

消防施設費、69ページでございますが、これは27年の事業としまして28年度で再計上するものですが、例えば15の工事請負費、これは市野瀬と有井川の事業で防火水槽設置工事でございますが、1,380万。これは、国の27年度で国費がつかせませんでしたので、28年度の方に回して計上されるというものでございます。

それから、備品購入費ですが、三角の630万ですが。蜷川、鈴、佐賀が27分度の入札減で、この金額が変更になっております。

それぞれ減額になっておりますので飛ばします。

75 ページの教育振興費ですが、扶助費で 89 万 3,000 円減額になっております。要・準要保護生徒援助費でございますが、これは当初から申請予算の見込みの減でございます。中身については、学用品費とか通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費等が計上されるものですが、見込みが少なかったということでございます。

誠に的を得ませんけれど、取りあえず補正予算、報告しておきます。

その他、地方債補正もございまして。計上のとおりでございます。

それから、繰越明許費の補正が多数ございまして、繰越明許費、まあこれは総務も民生も合わせてでございますが、総額で 28 億 8,167 万 2,000 円、これが繰り越される予定です。

総務の関係におきましては、公共施設等管理計画策定事業でございますが 900 万円、個人番号等交付事業 419 万 3,000 円、マイナンバー関連改修事業 2,216 万 5,000 円。消防費の関係で、木造住宅耐震改修促進事業 4,595 万円、緊急防災・減災事業 17 億 315 万 3,000 円、要安全確認計画記載建築耐震事業、建築物耐震事業、これが 5,456 万 5,000 円。このような内容になっております。

続きまして、84 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてでございます。

奨学金をもらって黒潮町で就職した者は償還免除できないとの意見もあったが、目的と公平性がなく、厳しいとの見解でありました。別の助成方法ができたらというようなご意見もございました。

予算については、皆さんのお手元にあるとおりでございます。

歳出の 7 ページでございますが、事業費、奨学資金貸付金の減額補正でございます。減額金額が 348 万円ということでございます。

なお、27 年度の実績で貸付金額等をご報告致します。

継続と繰り越しの実績、合わせて申しますと、高校が 10 件で 240 万円、大学が 43 件で 1,536 万円。合わせて、53 件で 1,766 万円となっております。

以上で宮川奨学資金、終わります。

85 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。

本件については、もう既に皆さまにご説明もあったとおりでございますが、記載のとおり、特に異議がございませんでした。

90 号、平成 28 年度黒潮町一般会計予算についてご報告致します。

これもたくさんの事項がございますので、私の方で端折って説明致します。

歳出をご覧ください。

91 ページ、児童福祉施設費でございますが、賃金 6,000 万円を計上してございます。これは保育所の臨時職員の賃金でございます。臨時の定数内の分が 12 名、定数外が 6 名、その他、パート等が予定されておるようでございます。6,000 万円計上されております。

ページ 93、児童福祉施設建設費でございますが、総額で 4 億 2,931 万 4,000 円の計上でございます。

主な点は、伊与喜保育所の解体と、新佐賀保育所、これは仮名称でございますが、その委託料。工事請負費等を計上しているものでございます。

保育所の見込みでございますが、伊与喜保育所を解体の後、新保育所を建てるわけですが、その土地の面積の予定面積が 2,900 平米、延べ床面積、71 人で入る予想で 710 平米。園庭、庭が 234 平米でございます。これが予定されております。

なお、この予算につきましては、緊急防災基金起債を 28 年度に借りる必要がありまして、結果的には繰り越

し予定の見込みになると思われます。28年度は、解体と造成と発注の見込みでございます。

続きまして、教育振興費、159ページでございます。

賃金と致しまして、臨時職員雇用賃金を1,882万6,000円計上しておりますが、この中身は、そこに記載されております放課後学習支援事業、学校支援員配置事業、プラス1支援事業等があります。学校教育のより一層の充実を願ひまして、プラス1支援事業等が盛り込まれております。

同じ科目の中で、工事請負費が576万円でございます。

その中で、三浦小学校プール日よけ改修工事に95万円、小学校遊具改修工事に43万6,000円計上されております。また、三浦小学校プール濾過装置集毛器取り替え工事が45万円で、合わせて576万円計上されております。

教育事業費も、各項目にわたってそれぞれ内容を一新しながら計上されておるようでございます。

文化振興費、171ページでございますが、この中の報償費でございます。

その他報償費ということで344万2,000円ありますが、その中で発掘調査員250万円計上されておりますが、これは入野の城山発掘調査ということで計上されております。

また、黒潮町史編纂委員に対する報酬も91万2,000円入っております。

次のページ、172の委託料で1,550万8,000円計上されておりますが、これは、地域の伝統文化記録業務委託ということで194万4,000円、それから、黒潮町史編纂業務委託ということで1,347万6,000円等が計上されております。

この町史編纂業務は、約700ページで1,000部ぐらいを予定されておまして、28年の完成の見込みのようでございます。3年計画で、株式会社ぎょうせいさんに依頼するものでございます。

175ページ、学校給食費でございますが、少しその給食の食数をお知らせしておきます。

11の需用費で賄材料費4,371万7,000円を計上しておりますが、現在の現状で給食ですが、児童生徒と職員数、それから合計ということでお知らせします。

佐賀の場合については、児童生徒が295食、職員が68食、それから、合計が363食。

大方の方では、児童生徒が386食、職員が81食、合計が467食。

総合計で、児童生徒が681食、職員が149食、合計で830食を見込んでおります。

この中で、委員の中からもご質問もありましたけれど、児童生徒が減ったら、その給食費も減るのではないかというようなご意見がございましたが、委員会の方の判断では、児童生徒が減りましても人件費と必要経費が同じですので、給食費が逆に高くなる可能性もあります、ということでした。

大体、かいつまんで申しましたが、そんなところでございます。まだまだお知らせしなければならない点もございまして、後ほどご意見も伺います。

あと、繰越明許とか地方債補正もございまして、割愛します。

第92号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、でございます。

本案については特段問題もないわけですが、中身について少しご報告致します。歳出の8ページをご覧ください。

貸付金でございますが1,812万円の予算計上でございます。

これで見込みを申しますと、先ほど、この貸し付けをしています高校生、大学生の人数と金額をご報告致します。

この中で新規の方が、高校生が5人で120万円、大学で15人で540万円。それから継続される方で、高校が6人で144万円、大学が28人で1,008万円。継続で、合計が1,152万円、新規が合計で660万円、合わせて1,812

万円というものでございます。

以上でございます。

それから、93号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について報告致します。

本案は、もう既に皆さまにご説明のとおり、給与を集中的に管理する予算でございますので、特に意見はございませんでした。

続きまして、101号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてご報告致します。

本件につきましても、課長の方から詳しくご説明いただきました。

歳出の9ページをご覧ください。主立ったところだけ申し上げます。

委託料の2,812万円。このうち、光ネットワーク運用保守委託と申しまして、2,762万円を計上しております。また、支障木伐採委託料として50万円を計上しております。

その光ネットワーク運用の関係の中身は、もう少し詳しく言いますと、光ネットワーク運用基本保守委託が2,408万4,000円、光ネットワーク線路監視委託が227万4,000円、放送設備維持管理委託が1,262万円というところでございます。

支障木については、危険木がありまして、その伐採等にする費用とのことです。

それから、その歳入でございますが、6ページをご覧ください。

サービス使用料が、テレビ放送、インターネット通信、それぞれサービス提供使用料ということで、合わせて8,275万7,000円計上されております。

テレビ放送では2,566万3,000円、インターネット通信では5,709万4,000円計上されております。

計算の仕方が大変難しいございまして、ちょっと説明を割愛しますが、基本額、それから件数、それから月数、それに減免の金額を引いて、それにまた99.76パーセントという数値を計算したものでございます。

それから、繰入金、7ページでございますが、一般会計からの繰入金が1億7,242万6,000円計上されております。

基金からの繰入金も、過疎地域自立促進事業基金繰入金ということで1,000万円計上されております。

以上で、情報の特別会計の報告を終わります。

次に、108号でございます。大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者が、過去、25年から3年間指定していたところですが、平成28年3月末で満了となるために管理を行わせる施設を指定するものですが、管理を行わせる施設は、大方あかつき館、大方図書館、佐賀図書館であります。

指定団体は、黒潮町入野6931番地2、特定非営利活動法人NPOあかつき、理事長、山沖幸喜さんでございます。

指定理由は、来館者の数の増加や、上林暁の展示も含め企画、立案し、入館者も増えている。専門職もあり適切な図書館運営ができていたため、公募によらない指定管理としたいという旨でございます。

指定期間は、28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

職員は、現在、フルタイム職員が5名、その他が1名というお話でございました。

公募によらずという意義がですね、やりたい人はいなかったのかというご質問もありましたが、特にないということでございます。

109号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合を脱退させ、これに伴い、高知縣市町村総合事務組合規約の変更をすることについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるというものでございます。

別表第 1 で、一部組合の項中、別表第 2、第 3 条および第 1 号に関する事務の項中、別表第 3 の 1 の項中からそれぞれ、仁淀川中央清掃事務組合を削るものであります。平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

110 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についてということであります。

前議案と同様、109 号と同様にですね、財産処分について高知縣市町村総合事務組合規約第 3 条第 1 項の財産処分を定めるもので、規定により、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額 36 万 8,488 円を納付させるものでございます。

続きまして、111 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定について。

黒潮町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり作成するために、過疎地域自立促進特別措置法第 8 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今までの計画は、平成 22 年 4 月から 28 年 3 月の計画でありましたが、東日本の災害によりまして大幅な遅れが生じたため有効期限が 5 年間延長されたので、過疎債の活用をするために期間を平成 28 年度から平成 32 年度と定めたものでございます。黒潮町過疎地域自立促進計画の策定をするものです。

この内容の目的の一部については、人口減少に対応するため、わが町の活力を増進させます。そういう施策の追加をしたものでございます。

議案 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第 1 条第 2 項中、第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものでございます。

113 号、黒潮町国民健康保険黒潮町拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第 1 条第 1 項中、24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものです。

114 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するものでありまして、第 1 条第 1 項中、24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものです。

続きまして、115 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するものでありまして、条文中の字句の訂正を行うものでございます。

第 2 条第 2 項第 3 号中、条件付採用とある、その漢字ですが、こざとへんに付くと書きますこの字句を、こざとへんのない付くの文字に訂正し、条件付採用に改めるもので、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、116 号、黒潮町建設計画の変更について。

長くなりますので、少し端折って言います。

黒潮町の建設計画は合併特例法により、当初、平成 18 年 4 月から 10 年間でございましたが、東日本大震災の関係で 15 年間に延長されたものでございます。

本町も、防災対策事業ほかたくさん予定されているので、平成33年3月まで計画の延長を行うものとしております。

以上のことにつきまして、総務教育常任委員会に付託された案件の報告と致します。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

13番（小松孝年君）

分かりやすい説明、ありがとうございました。

その中で、ちょっと審議した中でまあ全会一致がほとんどですけれども、多数だった、そのちょっと反対意見があったかどうか。まあ、反対意見がどんなことがあったかを聞きたいかと。

多数の部分の反対意見があれば聞かせていただきたい。

議長（矢野昭三君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

前回同様ですね、私の聞き及ぶ範囲では、特段反対として認められるような意見はございませんでした。

採決の段階で、挙手の段階で反対という表明だと考えております。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

当初予算、議案90号、その149ページ、防災費というのがあるんですが。

そこの中の一番下、149ページの下の方、下から5行目に告知端末一式というて728万も、情報の方じゃなくここへ予算を組んでますが、何か特別なことが報告されてませんかでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

お答えします。

その告知端末一式728万ということでございますが、この件につきましては、引っ越ししてきた方、引っ越し、まあ入居とか引っ越しですね。来た方。それから、今までなかった建築物。新造成とか新築とかいうような方が含めて54台分を計上していると聞いております。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

（山崎議員から「議長、すいません」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 1分

再 開 10時 1分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

大変失礼致しました。私がソソクッテおりますので、このような結果になって申し訳ございません。

大事な採決、審議の結果でございますが。

67号は承認多数でございます。

68号は可決、全会一致。

69号は可決、全会一致でございます。

70号は可決、多数。

72号は可決、全会一致でございます。

73号は可決でございます。全会一致。

74号も可決でございます。全会一致でございます。

75号、可決でございます。全会一致でございます。

76号、可決でございます。全会一致です。

77号、可決でございます。全会一致。

78号、可決でございます。全会一致。

79号、可決でございます。全会一致。

80号、可決でございます。全会一致。

81号、可決でございます。全会一致。

82号、可決でございます。全会一致。

83号、可決でございます。全会一致。

84号、可決でございます。全会一致。

85号、可決でございます。全会一致。

90号、可決でございます。多数。

92号、可決でございます。全会一致。

93号、可決でございます。全会一致。

101号、可決でございます。多数でございます。

108号、可決でございます。全会一致。

109号、可決でございます。全会一致。

110号、可決でございます。全会一致。

111号、可決でございます。全会一致。

112号、可決でございます。全会一致です。

113号、可決でございます。全会一致。

114号、可決でございます。全会一致。

115号、可決でございます。全会一致。

116号、可決でございます。全会一致でございます。

なお、今の私の報告では分かりにくいかと思いますが、確認しておきます。

67号と70号と90号、それから101号、これらについては多数でございましたので、報告しておきます。

以上で終わります。失礼しました。

議長（矢野昭三君）

先ほど、私の発言の中に、総務教育常任委員長の報告を終わりますという発言を致しましたが、それを訂正しですね、削除していただきたいと思いますが。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

それでは、これから総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された議案は20議案であります。

審査日時は、平成28年3月7日午後13時から16時43分まで、および3月8日午後、ここを訂正お願いしますが、9時半となっておりますが9時から、午後18時20分まで、委員全員の出席で、また町長および各担当課長の出席の下、説明を受けました。

本会議で説明を受けたものや深く議論にならなかったものを除き報告致します。

まず、議案第71号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、本会議で説明があったとおり、根拠法律や定義の根拠を明示するとともに、延滞金に関する事項について分かりやすく適正な条文とする目的のもので、その条例の一部を改正するものと説明がありました。

討論はなく、全会一致で可決致しました。

続きまして、議案第83号、成27年度黒潮町一般会計補正予算につきましては、当委員会に付託されました歳入については、12款から16款、20款および21款のうち、当委員会に所管する歳入につきましては、本会議で説明があったとおり、実績や精算による調整が主なものでございました。

その中で、21款町債につきましては、新庁舎建設および周辺広場等整備事業を旧合併特例債から、都市防災総合整備事業、都市再生整備計画事業の有利な事業に変えたものでございました。

歳出につきましても、本会議で説明があったとおり、全体的には実質見込みによる減額が主でございました。

その中で、2款総務費の中の庁舎建設費につきましては、補助配分により都市防災総合整備事業や都市再生整備計画事業の補助事業を活用して、先ほども説明しましたが、それに伴う減額であります。

そして、ページ35ページにもありますが、まち・ひと・しごと創生総合事業費につきましては、これも本会議で質問等が出てまして説明が十分になされてますが、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略で地方創生加速化交付金を活用した、黒潮町缶詰製作所機能強化事業およびスポーツ活用型地域づくり事業、および幡多広

域観光協議会事業の補正が組まれております。

この内容につきまして委員からは、この予算は、後でも出てきますが当初予算にも計上されております。その理由はということなのか、と執行部に説明を求めました。

執行部からは、平成 27 年度中の地方創生関連予算は 3 本ある。そのうち、基礎交付型、上乗せ交付型、加速化交付金、このうちの加速化交付金の内示が 3 月中に決まるということでございますので、まだ確定にならないということで 28 年度に重複して計上しているということでございます。

また、加速化交付金が採択にならないときには、28 年度の予算の場合は、2 分の 1 の補助のうち残り 2 分の 1 が過疎合併特例債が打てるということで、実質、町の負担がそのうちの 15 パーセントが持ち出しとなるという説明を受けております。

続いて、3 款民生費になりますが、これも歳出の執行や見込額に伴う補正であります。

そのうち、社会福祉総務費で、旧大方幼稚園よりあいの耐震化の委託料の減額になってはいますが、これは老朽化が激しいので、建て替えも含めて検討しているという説明がございました。

4 款衛生費、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費は、実績や精算による減が主なものです。

8 款土木費につきましては、道路新設改良費や都市環境整備事業の当初の割り当ての減額になったものがありますが、その代わりに国の補正が組まれたものです。

そのほかは実績による減額になっております。

11 款災害復旧費も、実績による減額と説明を受けております。

第 2 表につきましても、説明があったとおりでございます。

平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算につきましては、審議の結果特に異論もなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 86 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明致します。

本会議で説明があったとおり、これまでの給付金や実績見込みの調整を行い計上したものでございますが、説明の中で、電話での受診勧奨を始めているため、受診率、個別検診など、医療機関への受診が向上して受診率が上がっているという報告を受けております。

審議の結果、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についても、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 87 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について報告致します。

これも本会議で説明があったとおり、これまでの給付などの実績から見込額の調整を行い計上したのになっております。

討論もなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 88 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について報告致します。

これも本会議で説明があったとおりで、これまでの実績から見込額の調整を行い計上したものと説明を受けました。

この歳入は、介護保険予防サービス計画費収入の不足分のすべてを繰入金で賄うこととなっている会計のため、審議の結果、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 89 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について報告致します。

これも本会議で説明があったとおり、医師給与と代診医師の給与の調整による補正でございます。

討論はなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 90 号、平成 28 年度黒潮町一般会計予算について報告致します。

歳入について、12 款、13 款、14 款、15 款、16 款、17 款、18 款、20 款につきましては、本会議で説明があ

ったとおり、歳出に見合う歳入でございます。

21 款町債につきましては、大まかなところが歳出に伴う過疎債、辺地債、合併特例債が主なものと説明を受けております。

歳出に移ります。

2 款総務費の庁舎建設費につきまして、委員からは、庁舎建設に係る予算で総額的にはどのぐらいになるか、と説明を求めました。

担当課長からは、大まかではあるが総額 42 億円掛かると説明がありましたが、有利な起債を利用して、町の持ち出し分は 5 億円程度になるものと試算しているとのことでした。

そして 3 款民生費について、あったかふれあいセンターを佐賀地域で開設できないか。場所の選定や委託先など、10 月開設予定のため検討中という説明を受けております。

また、もう一つ新しい事業と致しまして、ページ 88 ページ、負担金補助で黒潮町介護サービス等事業者連絡協議会補助事業として、町内の介護サービス等に関連した事業者が自分たちで自主的に集まり発足した協議会に。これは、こういう協議会は県下で唯一の協議会ということでございますが、地域で支え合うシステムの構築、介護の正しい認識、技術の普及、介護予防の取り組みなどを協議している協議会ということで、20 施設が加入している協議会ということで、この協議会に補助金の予算が計上されました。

また、4 款の衛生費でございますが、これも新しい負担金でございます。病院輪番制運営事業負担金ということで、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月、三原村、および四万十市の 3 市 2 町 1 村と、一般社団法人幡多医師会と幡多保健医療圏内の、平日、夜間における 2 次救急医療を確保することを目的にするための負担金が組まれております。これまでは自助努力で行って来ていたそうでございますが、これからはやはり人口割で各市町村が負担するということになりました。

続いて、5 款の方に移ります。5 款、増えた所は労働費ということでございますが、草刈り等の事業が増えるため、8 名雇用分を載せております。

6 款農林水産業費につきましては、本会議でも説明がありましたが、ハウスなど燃料タンク耐震化事業に新たな予算が組まれております。

そのほかは、例年どおりの予算になっております。

あと、林業費の方でございますが、これも幡東森林組合に出資金 704 万 4,000 円を増資をしておりますが、これは経営強化を図るものという説明を受けております。

ページ 119 の水産業費の水産業振興費につきまして。

その中の項目で、リマ周辺漁業対策事業で、佐賀漁協の給油施設の埋設を行う説明も本会議でありましたが、この説明で委員から、耐震性のタンクは考えなかったのかとの質問がありました。

担当課長からは、コストの面、輸送コストや容量、耐震性の面で、埋設にした方が安全で低コストだという説明がありました。

7 款商工費につきましては、これも本会議で説明がありましたが、道の駅なぶらのトイレ改修と黒潮町一番館のトイレの便器取り替えが増額になっておりますが。

委員からは、なぶらは新しい施設なのに改修が早過ぎるのではないかという質問がありましたが、トイレの掃除等が頻繁に行われ仕切り壁が腐食しているという説明も本会議でありましたが、そういうことは今後、設計時の仕様を十分に精査してくれるように意見が出されております。

続きまして、8 款の方に移ります。8 款の土木費につきましては本会議で説明があったとおり、例年どおりの予算となっております。

11 款災害復旧費は、すべて枠取り予算となっております。

第2表繰越明許費についても、本会議で説明があったとおりでございます。

第3表につきましても、本会議で説明があったとおりの債務負担行為となっております。

以上、平成28年度黒潮町一般会計予算につきましては、この中で国保への繰り出しを増額が必要なので反対という討論がありましたが、賛成の討論はなく、賛成多数で可決致しました。

続きまして、議案第91号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について報告致します。

この予算は、貸付金の徴収のみの予算となっております。最終償還年度が33年度になると説明を受けました。審議の結果、全会一致で可決するものと致しました。

続いて、議案第94号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について報告致します。

今議会に提出されております国保税率の改正に伴う予算でもあります。国保運営協議会で、27年度の国保調整額の3億1,200万円に2,000万円を増額するという答申を得ての報告を受けております。

この事業が平成30年度には県に移行するというので、執行部の方からは、なるべくそれまでに赤字を減らしたいという趣旨もありました。

また、今回、2年続けての6,000万円の法定外繰入を行っており、ほかの健保加入者の方にも説明責任も必要であると、執行部から説明を受けております。

質疑の中で、委員から、国へもっと強い働き掛けをしていく必要がある。国からの支援を増やし、そしてもっと一般会計からの繰入金を増やすべきだと、意見が出されました。

執行部からは、全国市町会でもトップクラスの重要課題として取り扱っているが、先ほども説明しましたが、他の健保加入者の方にも説明責任があり、国の動向を見極めながら健全な運営に努めていきたいと、答弁がありました。

討論の内容ですが、もっと一般会計からの繰り入れを増やすべきだと反対討論があり、賛成討論はなく、賛成多数で可決致しました。

議案第95号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

これも本会議で説明がありましたが、介護保険の予算の計上は、支出の実績および見込額による調整に基づく調整であります。

この予算につきましても、新しく、ページ13ページの介護予防生活支援事業ということで、これまで保険給付で支払われていた要支援認定者の訪問介護サービスと通所介護サービスについては、保険給付費から支出するのではなく、この会計から歳出しなければならなくなったための1,740万円が計上されております。

また、新しい事業としまして、四万十市と共同で在宅医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、および地域ケア会議推進事業の予算が組まれております。

以上、ほかには本会議で説明があったとおりでございますが、審議の結果、議論なく全会一致で可決致しました。

続いて、議案第96号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてでございます。

これも本会議で説明があったとおり前年同様の予算で、審議の結果、議論なく全会一致で可決するものと致しました。

続きまして、議案第97号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算については、本会議でも説明があったとおり、医師不在のため経営運営形態が不確定な状態ではあるが、昨年同様の予算同様の予算を組まさせていただいたと説明がありました。

医師確保のために、関係機関に働き掛けている。また、医師確保ができれば大幅な予算の変更もあると説明を受けております。

委員からは、昨年導入した医療機器、エコーはどのような取り扱いをするのかという質問がありましたが、できれば佐賀診療所の方で利用できればという答えがありました。

審議の結果、全会一致で可決するものと致しました。

続きまして、議案第98号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての報告に移ります。

議席の方に、一枚つづりの保険料率の算定という資料を配らせていただいております。

担当課長の説明により、平成28年の2月26日に、高知県後期高齢者医療広域連合会の議決により、今回の保険料が決まったという報告を受けております。

その内容につきましては、現在、一人当たり5万6,793円の保険料が、5万9,187円になるということでございます。

その資料の中の左端の真ん中、27年度決算での余剰金見込みという金額がありますが、一番下ですね。29億4,727万4,000円ということが余剰金になっています。

また、真ん中の列の保険料の必要額、2年間の合計額ということで、その上の方に、保険料必要額ということが256億912万9,000円というものが必要になってくると。それを一人当たりで割っていくことになりませんが、真ん中からちょっと右にいった所のマル1、マル2、マル3。軽減なしにするか、マル2の余剰金を補助するか。また、マル3の余剰金と安定化基金を補助して保険料率を決めるかという審議をしたそうでございますが。マル2番の、余剰金の見込額を差し引いた保険料で計算しているとのことで、先ほども申し上げましたが、一人当たりの保険料を5万9,187円にするという決議がなされたということでもあります。

そこで、左の一番下にあります財政安定交付金というものもあるのですが、この交付金は急激な医療費の変動に対応するために残しておきたいという説明がありました。

組合の議決で決定しており、討論なく、全会一致で可決するものと致しました。

続きまして、議案第99号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について報告致します。

これも議席に4枚つづりの表を配っておりますが、ご参照ください。

この内容について説明致します。

これ、比較内容につきましては、向こう40年の町の持ち出し費用がどの程度になるかを、1枚目の継続した場合、2枚目の中止した場合、平成33年度に中止した場合、平成51年度に中止した場合で試算した結果になっております。

また、向こう40年間での比較とした理由と致しましては、農業集落排水処理施設の機能診断調査を行い、その調査を基に策定した最適整備構想の設定期間を40年間としているためでございます。

表の方で説明したいと思います。

1枚目、もう金額的に見ていただきたいと思いますが、上から償還元金、償還利息、交付税、維持管理費、更新修繕費、使用料、交付税というようになっておりますが、備考の欄に短めにありますが説明をしております。

要は、継続にした場合、向こう40年間で必要な町の持ち出し分が、その黄色で示しております3億6,370万3,753円ということになります。

また、2枚目をめくっていただきまして、中止の場合は、償還元金は変わりませんが、補助金返還等、補償関係等の予算が出てきますので、合計が6億9,336万5,018円という試算が出ております。

続いて3枚目の、平成33年に中止した場合の町の持ち出し分でございますが、これも真ん中から下にありません合計欄を見ていただきますと、5億7,954万8,503円というような町の負担が掛かります。

最後に、平成 51 年中止の場合の町の費用でございますが、そこに黄色の枠で囲んでありますが 4 億 6,029 万 3,430 円の町からの持ち出しが要ということになっております。

この表を参考にさせていただきますと、見ていただいて分かるとおり、このまま先送りにして農業集落排水事業を継続していった方が町の持ち出し分が少なく、延命処置をしながら活用していった方が有利であるという答弁をいただきました。

委員からは、その中でまた毎年 3,000 万円の一般会計からの繰り入れがあるけれども、約 2,100 万円は交付税算定で入ってくると、課長の説明もございましたが。委員からは、やはり加入促進を進めていただきたいという意見が出ておりました。

議論で、やはりこの差を見ると致し方ないかなということ、審議の結果、全会一致で可決するものと致しました。

続いて、議案第 100 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、これも本会議で説明があったとおり例年どおりの予算でありましたが、これも加入促進に努めていただきたいという、委員からの要望がありました。

特に議論はなく、全会一致で可決するものと致しました。

続いて、議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてでございます。

これも本会議で説明があったとおりで、28 年度の大きな事業としては、大方バイパス改良に伴う上水道の布設工事と、坂折地区、浜町地区の簡易水道の布設を行うということの説明を受けております。

特に議論はなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についてでございます。

これも本会議で説明があったとおり、特に議論はなかったのですが、町道の認定については事前に少し町道名について相談があっても良いかなというような意見がありました。

特に議論はなく、全会一致で可決するものと致しました。

続きまして、議案第 105 号につきましては、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についてでございます。

これは本会議で説明があったとおり、公募によらない指定管理者ということで説明を受けました。

これまでも施設的环境改善や住民サービスの充実に努めていることから、継続して指定を行いたいという説明がございました。

議案第 106 号についても、同じ説明がございました。

また、議案第 107 号につきましても同様の説明でございましたので、議案第 105 号から 107 号までの指定管理に係る指定については討論なく、全会一致で可決致しました。

以上、産業建設厚生常任委員会に付託されました審議の結果の報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

説明があったかもしれん、私の方がちょっと聞き漏らしたら失礼なことになりますんですが。

28 年度の一般会計予算の方の 88 ページ、20 の扶助費の方で、ちょっと聞き漏らしたと思いますけど、老人

保護措置というのに4,039万2,000円の予算が組まれておりますが、これの詳しい説明を受けられたかどうかということ。

それからもう一つは、後期高齢者の方の保険事業、28年度の方ですけど。これは、まあ県で決まったといえども、やはり高齢者の方への保険料のアップということで解釈してよろしいかということ。

それから、先ほどの農業集落排水事業ですが、町の方がこのまま維持管理していく方が得策やと言われました。中止ということがありましたけど、その中止した場合に、行政の方から、今加入している方なんかで特に新しい、新築したところが加入した場合はもう全然、それ用に造ってますので、中止されてしまうと今の加入者がものすごく困ると思うんですが。そういうようなことについての説明があったかどうか。

その3点のあれをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

森議員、すいません。

最初の老人保護費は何ページになりました。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

28年度予算案の88ページ、20節になります。

その一番上の所に4,039万2,000円という、老人保護措置ということで載ってありましたんで。

議長（矢野昭三君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは、森議員の質問に答えます。

この分につきましては、老人保護措置ということで対象者分ということの説明を受けております。

続いて、後期高齢者の保険料がアップするということでございますが、委員会の方では、この連合会の議決をやっぱ重く感じ、そこで決まった金額でございまして、そういうことで採決を取らせていただきました。

続いて、農集のときの中止した場合、どのような説明を受けたかということですが、中止した場合には、今までの加入者の人たちにも、やはり一つは合併浄化槽。ほかの補助を出していかないかないということも、報告書の方では補償費として出ております。

資料の2枚目を見ていただきますと、中止した場合、上から、補助金返還や補償関係という所で、浄化槽設置費や分担金の返還ということで、その、何か浄化槽設置費ということで一件当たり70万円、150件というような、中止した場合は浄化槽を設置しなければならないということの試算も出ております。

それを踏まえて、すべての試算した金額が、先ほど説明した、全部黄色い枠に出ておりますので、それを合計した結果、一番継続した方が町の負担にならないというところで、継続していくという方向の説明を受けております。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

坂本君。

1番（坂本あや君）

83号の補正予算の3款でのご説明だったと思うんですが、委員長の方から、よりあいの件についてご報告があったと思うんですが。

その件をもう1回、ちょっと詳しく分かる範囲があれば教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

委員長。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

少しお待ちください。

3款の77ページの分ですか。

（議場から何事か発言あり）

休憩をお願いします。

議長（矢野昭三君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 44分

再 開 10時 45分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

坂本議員の質問にお答え致します。

建て替えも含め検討しているという説明を致しましたが、委員会の中では、それ以上の質疑にもなりませんでした。

また、構想としては、建て替えの場合には1階があったか等の施設、2階をグループホームというような構想もしているということでございますが、まだまだ検討中というような説明を受けております。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

質疑ないですかね。

ありませんね。

（なしの声あり）

では、質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、11時まで休憩します。

休 憩 10時 47分

再 開 11時 00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

初めに、議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、平成 28 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 28 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。
宮地君。

9 番（宮地葉子君）

国保税値上げの反対の、この条例についての反対の討論をします。

国保会計は全国的に赤字の自治体が多いのも現実ですけども、それには国保制度そのものが大きな原因があると思います。

その原因の 1 つ目は、国が負担率を下げたのが最大の原因です。以前は医療費の 50 パーセントを負担していたのに、今は給付費の 50 パーセントに変更して、今では国の負担率は実質 25 パーセントぐらいに下げられています。これが最大の原因です。

2 つ目は、国保の加入者は、普通の会社員などが入る健康保険とかと違いまして、普通の会社員が入るような保険は、加入者が若くて、健康で、収入も高額の方が多いんですけども、国保の加入者はですね、派遣社員とか非正規社員、または職を失った人、病気などで働けない人や年金暮らしの人など、低所得者層が多くを占めています。また、加入者の多い一次産業も今では低迷して、税収入がもともと脆弱（ぜいじゃく）な制度です。

3 点目に、今では高齢化が進んでいることと、医療費の高騰が挙げられます。医療技術が進んでいる、発展するということはありがたいことですが、その分、医療費が上がります。国の政治と住民の暮らしには乖離（かいり）があり、その隙間を全国の地方自治体が一生懸命努力をして埋めております。それは、市町村は国保の保険者ですし、国保は社会保障だからです。住民の命と健康にかかわる大事な制度ですし、最後のセーフティネットだからです。でも、赤字会見をそのままにはできないので、どうするか、どうしているかといいますと、一般会計で補てんをしています。全国の地方自治体で以前から毎年、大体 3,800 億円ぐらいは補てんをして、必死で住民の命と暮らし、健康を守っています。

黒潮町でも、来年度も 6,000 万円の一般会計から法定外の繰り入れをするようですが、これは大変ありがたいことです。でも、まだ足りません。国保の制度を考えますと、もっと早くから投入するべきでした。

執行部の方は、3 割ぐらいの加入者である国保人です、税金を投入することは住民に説明ができていくと言いますが、大丈夫です。ケーブルテレビも、3 割加入の最初のころから何千万円も税金を投入してきましたし、来年度の予算でも、国保より多く税金を投入しています。だから、国保も税金投入しようと思えばできます。しかも国保は社会保障ですし、執行部も苦渋の選択で値上げを提案したとは思いますが、町民は命と健康が懸っています。町民は国保が払えないと大変です。国保を払うと暮らしが大変です。そんな住民の切実な声に、執行部も、議員も、もっと耳を傾けるべきではないかなと思います。

そういう理由で、私はこの国保税の値上げには反対します。

議長（矢野昭三君）

賛成討論ないですか。

（なしの声あり）

反対討論ありますか。

（なしの声あり）

賛成討論ありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

これも説明聞いたときに、委員長報告の方では値上げということでございました。

県下で決まったことであって、まあ、ここでどうのこうのいうことはできないかもしれませんが、75 歳以上の方の加入でありますし、私、よく聞くのは、年金から引かれて生活がなかなか苦しいといわれている、その後期高齢の保険。これがまた、さらにここから負担が掛かってくるということ自体に対して、高齢者の方の特に国民年金とか。年金もいろいろありますけど、まあ年金で生活されてる方からは、この後期高齢者医療保険料の値上げがなかなか生活に響くということを私は聞いております。県下で決まったことをこのあれの議案で反対するのはいかがなものかと思えますけど、そういう住民の方々の声を聞くと、この議案に対しては反対の立場を取らせていただきます。

議長 (矢野昭三君)

討論ございませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

私はこの議案に反対します。

というのがですね、この今年の繰入金も 1 億 8,987 万 7,000 円ありますね。昨年度より 1,388 万 7,000 円増えています。

その理由を質疑でお聞きしましたら、町債が増えている。町債のまあ返還ですね、それが増えてるとか、通信サービスが増える。それから、まあ加入者がそれに見合って増えてないというようなことだったと思うんですけども。通信サービスを増やしていくということですね、動画が増えてきたという、そのような説明があったと思うんです。聞いてて、やっぱバージョンアップをしていくということは時代に沿っていくことではあるかもしれませんが、この会計は赤字財政ですので、これ以上赤字を増やさないように、そしてバージョンアップしないようにというのが、前にも提案したことでした。それなりに考えていくというのが町長の答弁でもあったように思うんですけども。こうしてインターネットなりはどんどん進んでいきますが、その都度、税金の繰り入れを増やしていくということについてはね、賛成しかねます。

それで反対します。

議長 (矢野昭三君)

ほか、討論ございますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 112 号の討論を終わります。

次に、議案第 113 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 113 号の討論を終わります。

次に、議案第 114 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 114 号の討論を終わります。

次に、議案第 115 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 115 号の討論を終わります。

次に、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 116 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 67 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 68 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、平成 28 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、平成 28 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。
次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 97 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 98 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 99 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 100 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 101 号、平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 112 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 113 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 114 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 115 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 116 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際です、午後 1 時半まで休憩致します。

休憩 11時 51分

再開 13時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第117号、農業委員の任命についてから、議案第130号、農業委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第117号、農業委員の任命についてから、議案第130号、農業委員の任命について説明させていただきます。

これら14議案は、14名の方々をそれぞれ農業委員に任命したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第117号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町馬荷1907番地、昭和22年6月15日生まれの、福留康弘氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第118号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町入野3193番地1、昭和45年6月12日生まれの、堀野裕一氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第119号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町伊與喜211番地1、昭和49年12月9日生まれの、藤原忍氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第120号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町入野1735番地、昭和31年10月22日生まれの、篠田開氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第121号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町浮鞭1935番地1、昭和22年4月10日生まれの、伊藝精一氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第122号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町田野浦992番地、昭和24年10月8日生まれの、吉尾好市氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第123号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町佐賀橘川703番地5、昭和40年3月4日生まれの、小谷健児氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第124号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町熊井204番地、昭和40年7月29日生まれの、野坂賢思氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第125号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町佐賀 1027 番地 4、昭和 27 年 4 月 14 日生まれの、藤田清子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 126 号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町御坊畑 543 番地、昭和 29 年 3 月 20 日生まれの、松本昌子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 127 号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町佐賀 2060 番地 26、昭和 48 年 9 月 18 日生まれの、濱口佳史氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 128 号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町蜷川 335 番地、昭和 25 年 4 月 29 日生まれの、金子孝子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 129 号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町上川口 825 番地 5、昭和 44 年 5 月 11 日生まれの、山中讓氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 130 号、農業委員の任命について説明させていただきます。

住所が、黒潮町入野 5281 番地 12、昭和 35 年 8 月 19 日生まれの、宮川陽子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上 14 名の方々は、黒潮町農業委員候補者評価委員会において、農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項から第 7 項に該当する資格を有する者と認められ、報告を受けた方々でございます。

なお、任期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででございます。

これら 14 名の方々は農業委員として適任であると判断し、提案をさせていただきました。

ご承認を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 117 号、農業委員の任命についてから、議案第 130 号、農業委員の任命についてまでは人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち会い人に、7 番小永正裕君、10 番森治史君を指名します。

初めに、議案第 117 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり福留康弘君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員ですね。

従って、議案第117号、農業委員の任命については、福留康弘君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第118号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり堀野裕一君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のおおりに、賛成全員です。

従って、議案第 118 号、農業委員の任命について、堀野裕一君を任命することについては、原案のおおりに同意することに決定致しました。

次に、議案第 119 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のおおりに藤原忍君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のおおりに、賛成全員です。

従って、議案第 119 号、農業委員の任命について、藤原忍君を任命することについては、原案のおおりに同意

することに決定致しました。

次に、議案第 120 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり篠田開君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすことになります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 120 号、農業委員の任命について、篠田開君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 121 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり伊藝精一君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない

いは反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 121 号、農業委員の任命について、伊藝精一君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 122 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり吉尾好市君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 122 号、農業委員の任命について、吉尾好市君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 123 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり小谷健児君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 123 号、農業委員の任命について、小谷健児君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 124 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり野坂賢思君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第124号、農業委員の任命について、野坂賢思君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第125号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり藤田清子君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 125 号、農業委員の任命について、藤田清子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 126 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり松本昌子君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 126 号、農業委員の任命について、松本昌子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第 127 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり濱口佳史君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第127号、農業委員の任命について、濱口佳史君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第128号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり金子孝子君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 128 号、農業委員の任命について、金子孝子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 129 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり山中譲君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 129 号、農業委員の任命について、山中譲君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 130 号、農業委員の任命について、採決を行います。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小永君、森君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり宮川陽子君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小永君、森君は、立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 130 号、農業委員の任命について、宮川陽子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

この際、午後 2 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 33 分

再 開 14 時 50 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成28年3月第6回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、承認、可決、同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会でもいただきましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (矢野昭三君)

これで町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年3月第6回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 52分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 矢野昭三

署名議員 池内弘道

署名議員 浅野修一